

# ヨーロッパのアニマルウェルフェア社会の発展

アニマルウェルフェア(AW)の考えは、2005年に世界保健機関(OIE)が「世界家畜基準」を策定して以降、欧州連合(EU)を中心に世界的に広がった。欧米ではAW食品がブランド化され、市場で広く受け入れられている。日本でも16年6月、国内初の認証機関が誕生した。本特集ではAWのEUでの展開や日本における評価基準、酪農家の事例からAW畜産の今と将来を考える。

日本獣医生命科学大学 名誉教授  
松木 洋一

## 1 アニマルウェルフェアとは何か 畜産革命の時代

21世紀になって欧米などの畜産先進国は、これまでの畜産食品の生産性と効率性を高めるために家畜の自由を閉じ込める「工場の畜産システム」を廃止し、「単なる物ではなく、感受性のある生命存在である」家畜をストレスから解放する“アニマルウェルフェア畜産システム”へ転換しつつあり、まさに「畜産革命」を起こしている。また、国連機関である世界動物保健機関(OIE)も2005年から世界家畜福祉基準を策定しており、遅くとも20年までに完成する予定である。

アニマルウェルフェア(AW)とは何か。世界のAW畜産(家畜福祉畜産)の原則は、イギリスの「ブランベル・レポート」から始まり、世界獣医学協会やOIEの基本原則にもなっている「五つの自由(Five Freedoms)」に依拠している。すなわち、以



写真 岩手県で山地酪農を実践する中洞牧場(向山一輝作成)

下のような家畜にとって“自由”な飼養方法である。

＜五つの自由=Five Freedoms＞

- ①「飢えと渇きからの自由」(健康と活力のために必要な新鮮な水と飼料の給与)
- ②「不快からの自由」(畜舎や快適な休息場などの適切な飼養環境の整備)
- ③「痛み、傷、病気からの自由」(予防あるいは救急診察および救急処置)
- ④「正常行動発現の自由」(十分な空間、適切な施設、同種の仲間との存在)
- ⑤「恐怖や悲しみからの自由」(心理的な苦しみや避ける飼養環境の確保および適切な待遇)

英語の「Welfare」(一般的訳語：福祉)の語源の意味とは、(人間も動物も)満たされて=Well、生きる=fareと捉えられ、Farm Animal Welfareとは「家畜がその行動要求を人間の飼養活動によって満たされて生きている状態」といえる。すなわち家畜のアニマルウェルフェアとは、「家畜が最終的な死を迎えるまでの飼養過程において、ストレスから自由で、行動要求が満たされた健康的な生活ができる状態にあるとともに、それによって人も家畜から癒やしを受けるなど家畜と人が相互に満ち足りた生活を与え合っている状態」と定義される。まさに、写真で示したようにAW畜産とは“人も動物も満たされて生きる”ことであり、飼養する人間と家畜が相互依存関係にあるシステムといえよう。

AW畜産とは、家畜をそのような「行動要求満足度の高い生活状態で飼養する」生産システムであるとともに、そのことによって人も家畜から安全で質の高い「ウェルフェア食品(Welfare Food)」と精神的な「癒やし(Welfare Care Service)」をも与えられる「人と家畜とが相互依存する“ウェルフェア

共生システム(Welfare Symbiotic System)”と定義することができる。

しかも、同システムで生産されるウェルフェア食品と“癒やし”というサービスの価値を実現するためには、生産段階に従事する人たちだけでなく、流通業や食品加工業、レストランなどの飲食業に従事する人たちと共に、かつ、最終消費者である多様な人々がアニマルウェルフェアを重視するライフスタイルを目指し、生産活動と生活活動を結びつける新たな社会的ネットワークを形成していくことが不可欠である。

## 2 EUのAW畜産の進化

### (1) EUの家畜福祉政策の推移

欧州連合(EU)におけるアニマルウェルフェアの歴史は長い。イギリスでは1965年にはブランベル委員会が「すべての家畜に立つ、寝る、向きを変える、身繕いする、手足を伸ばす行動の自由を与えるべき」とする基準原則を提唱した。それが93年には英政府の農用動物福祉審議会により、先に述べた「五つの自由(Five Freedoms)」原則が確立した。この原則が表1の「EUの家畜福祉政策の推移」で見られるようにEUの家畜福祉政策の基準となっており、さらなる政策的・法律的整備がなされている。特に注目されるのは、97年のヨーロッパ統合の条約であるアムステルダム条約の議定書で宣言された「家畜は単なる農産物ではなく、感受性のある生命存在である」という規定である。それが後に、EU憲法とも称されているリスボン条約の本文に明文化されたのである。

EUの家畜福祉政策には二つの柱がある。一つは従来の工場の家畜飼養法の法律的規制ないし禁止であり、他方では共通農業政策(Common Agricultural Policy: CAP)によるAW畜産へ転換する農業者への補助金政策だ。後者の家畜福祉直接支払政策は、これまでの一連のCAP改革で「農村開発政策」の強化政策の中に位置付けられ、その中心政策である農業環境政策の中で拡充された分野である。

法的規制の典型的な動向(表2)としては、2012年からは採卵鶏のバタリーケージ飼養が禁止され、13年には雌繁殖豚のストール飼養が禁止された。また、10年にはブリュッセル宣言によって「ヨーロッパでは18年までに雄子豚の外科的去勢手術は廃止される」ことになり、オランダではそれよりも早く07

表1 EUの家畜福祉政策の推移

1968年	「国際輸送における動物保護に関する欧州協定」(03改訂)
1976年	「農用動物保護に関する欧州協定」調印
1978年	「農用動物保護欧州協定」欧州経済共同体理事会承認
1979年	「屠畜される動物保護のための欧州協定」
1986年	「バタリー採卵鶏の保護基準」指令(99年改正)
1991年	「輸送中の動物の保護基準」指令(01改正) 「豚の保護基準」指令(01改正) 「子牛の保護基準」指令(97年改正)
1993年	「屠畜又は殺処分時の動物保護基準」指令
1995年	「採卵鶏の保護に関するヨーロッパ国際協定」
1997年	アムステルダム条約調印(99年発効) 「動物の保護および福祉」議定書において家畜定義の規定 「家畜は単なる農産物ではなく、感受性のある生命存在Sentient Beingsである」
1998年	「農用動物保護」指令
1999年	「採卵鶏の保護基準」指令
2000年	「有機畜産規則」施行
2004年-2009年	EU委員会「家畜福祉品質WQ」総合評価法開発研究事業
2006年-2010年	EU委員会動物福祉5カ年行動計画
2007年	「食用肉鶏の保護基準」指令(10年6月施行) リスボン条約調印(09年発効) 欧州憲法制定条約案が否決されたため、それに代わるEU連合「改革条約」であり、二つの既存条約の修正と欧州連合基本権憲章を柱とするそのうちの欧州共同体設立条約の修正である「欧州連合の機能に関する条約TFEU第13条」にアムステルダム条約の議定書の家畜福祉条項が正式に明文化された
2007年-2013年	新動物福祉政策
2012年-2015年	「新動物福祉戦略」
2014年-2020年	CAP改革での家畜福祉直接支払
2016年	動物福祉法制定

年のノールドバイク宣言によって「15年に去勢は廃止」された。オランダの肥育子豚の輸入国であるドイツも、09年のデュッセルドルフ宣言で「17年までに去勢廃止」された。

1962年に始まったCAPは、これまでも何回かの改革を行ってきた。70年代には生産過剰問題や受益農場と財政支出の間での矛盾が拡大したため、多くの調整手段が必要となり、84年の牛乳割当制の導入や92年のマクシャリー改革による生産支持政策から所得支持政策への転換、2000年アジェンダ、03年改革、08年ヘルステック改革を経て、13年改革では14~20年という長期の継続的な改革を進めている。

CAP改革によって03年に農村開発規則が改正され、家畜福祉直接支払は法定基準以上の高い水準の家畜福祉を実現することを契約する農業経営者に、

表2 EUの家畜福祉の法的規制

<p><b>採卵鶏のバタリーケージ飼育</b> 1999年から2012年までに段階的に廃止し、 2012年1月から全面禁止 (イギリスではすでに2004年から禁止)</p>
<p><b>雌豚のストール飼育</b> 2012年まで段階的に廃止し、 2013年1月1日から全面禁止 (妊娠豚の受胎後4週間以降、分娩予定日1週間までの期間)</p>
<p>●2010年10月 ブリュッセル宣言 EUは「ヨーロッパでは2018年までに雄子豚の去勢を廃止する」</p>
<p>2007年オランダ・ノルドベイク宣言 「2015年までに去勢を廃止する」 「経過的措置として麻酔薬使用による去勢許可」 2000年ドイツ・デュッセルドルフ宣言 「2017年までに去勢廃止」</p>

それに生じる追加コストと減少した所得減を補う制度となった。しかし、EUの家畜福祉に関する諸規則に定められている法定基準の範囲内の活動に掛かるコストは自己負担である。

EUの法定家畜福祉基準を実現する活動は、適正農業行動規範(GAP)と同様に「適正家畜飼養行動規範(Good Animal Husbandry Practice: GAHP)」と呼ばれている。家畜福祉補助金はこのGAHPを超える水準が評価されて支払われるもので、07年度から導入された。そのため、EUでは後述するように04年から「福祉品質(Welfare Quality: WQ)」というコンセプトを作り、その科学的評価法とラベルの研究開発が開始された。農業者が最低5カ年間の契約を順守する場合、大家畜換算1頭当たり年間500ユーロ(約7万円、1ユーロ=140円)を限度として受け取れることができる。また、この家畜直接支払金は加盟国によって畜種別に異なっている。

13年のCAP改革には二つの柱(Pillar)がある。第二の柱の農村開発には新しいプロジェクトの一つとして「フードチェーンの組織化、動物福祉、農業リスク管理」プロジェクトに家畜福祉直接支払が置かれている。EU市民は「家畜福祉に配慮したフードチェーンが高い品質の食品を供給するものである」という認識になっているからである。

(2) 家畜福祉の市場経済化

以上のように家畜福祉政策の充実が進んでいるが、他方で財政負担の限界もあって家畜福祉直接支払制度の将来の限界が既に問題となっており、今後の家畜福祉は市場経済の力によって推進していくことが中心的方向となっている。そのため、NGO団体もスーパーマーケットや食品企業、農業者、消費者団体との協働システムの構築に取り組みつつある。EU消費者は政策の限界を理解し、実現の主人公は

消費者自身であることを自認している。このような市場経済の中で家畜福祉食品の供給力を増進させていくためには「農場から食卓まで」のサプライチェーンの開発とそのチェーン間の競争が不可欠であり、それが家畜福祉レベルを向上させていくという認識がEUで強まっている。

この家畜福祉を政策的にも市場経済的にも市民社会が受け入れるためには、科学的で客観的な評価指標が求められる。すなわち、EUの消費者が食品の品質を安全と味などによってのみ評価するのではなく、家畜飼養の福祉状態によっても判断する意向が強まっていることから、EU委員会は「家畜福祉品質(WQ)」についての研究助成事業を04年5月から5カ年間計画で開始した。EUはこれを域内ばかりではなく、世界貿易機関(WTO)による世界の貿易自由化ルールに対応する戦略として位置付けており、わが国も畜産物輸入を通じて今後の影響が大きいと考えられる。

EUのWQプロジェクトは、家畜福祉の標準評価法を開発し、また、その情報を統合する標準システムを開発して農場と輸送業者、と畜場についての総合的評価をするための手引き書(protocol)を畜種別(豚、鳥、牛)に刊行した。このWQが開発した家畜福祉総合的評価システムの革新的なところは、動物の立場から評価する方法を採用していることである。すなわち、体調や健康外観、損傷、行動などの身体状態を観察することを基本としている。現在まで使われている評価方法がケージやベン、床仕様などの畜舎構造や管理ベースの状態を中心としているのと対照的である。これらのハード面が軽視されているわけではないが、家畜と環境との相互作用による“結果”を家畜の行動によって評価しようとするシステムなのである。

以上のように、EUはWQという独自ブランド(商標登録)を開発はしたけれども、域内および外国貿易上でのWQ家畜福祉食品のマーケティングはあまり展開していないようである。むしろ各国のNGO動物保護団体と畜産業者、流通企業が共同して独自のAWブランドを開発し、市場化を進めている。

(3) オランダのAWブランド

01年に非政府組織NGOのオランダ動物保護協会(DB:1864年設立、会員18万人)は、ワーゲニンゲン大学研究センターに肥育豚を対象とする家畜福祉チェーン開発研究プロジェクトを委託した。研究

図1 オランダのAW食品のブランド化

Beter Leven (Better life) はNGOオランダ動物保護協会による認証マークであり、食品市場で広く受け入れられている。アニマルウェルフェアの規準によって星の数を1から3で付けている。2010年から11年には売り上げが92%増加した

2010年7月1日からEUの有機ロゴとオランダの有機認証団体のEKOのロゴが結合している。有機畜産物の認証にはアニマルウェルフェアの規準が適用されている。11年には前年比20%増加した

「より高度なアニマルウェルフェア食品」を供給しているマークで、このマークでの売り上げはこの1年で倍増したが、これらの生産物には次第にBeter Leven星マークが付くようになっている

プロジェクトの最終年度07年には、DBは改善された農場施設で生産された肉製品に「ベターレーベン商標(Beter Leven Kenmerk:“(家畜と人が)より満足する生活”商標)」を開発し、認証することになった(図1)。

Beter Leven(英語名: Better life)のロゴマークには、アニマルウェルフェアの規準によって星の数が1~3個付けられている。現在までに4,000万以上の家畜(有機家畜は除く)が、このマークを付けて出荷されている。その後、10年7月1日からEUの有機ロゴとオランダの有機認証団体EKOのロゴが結合したこと、有機家畜には自動的に「Beter Leven三つ星」が付けられている。

09年には、アルバートハインなど二つの大手小売企業がこの改善されたウェルフェア豚肉をスーパーマーケットで販売することを開始した。13年には1,032農場、62の食品加工企業、18のスーパーマーケット企業が参加するなど食品市場で急速に拡大しており、スーパーマーケット業界は豚肉の最低基準として「Beter Leven一つ星」の採用を開始している。

このように、オランダにおけるAW食品の市場供給は民間の福祉食品認証マークBeter Levenによって成長しており、その売上高は認証マークが市場に導入された翌年の08年には6,800万ユーロ(95億2,000万円、1ユーロ=140円)だったが、10年には2.3倍の1億5,400ユーロ(215億6,000万円)、11年には4.6倍、12年には6.7倍、13年には6.9倍の662億2,000万円にもなっている。そして、11年におけるBeter Levenの売上額は先述した食品全体の消費額のおよそ1.2%を占めるまでになっている。

3 ヨーロッパのAW社会の未来

オランダでのAWチェーンの開発と同じように、

図2 英国王立動物虐待防止協会(RSPCA)のAW認証ブランド「フリーダムフード」のロゴマーク



イギリスでも動物保護団体の英国王立動物虐待防止協会(The Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals: RSPCA)によるAW認証ブランド「フリーダムフード」(図2)が、1994年に五つの自由(Five Freedoms)を食品に実現するために開発された。現在では、イギリスのスーパーマーケットでこのロゴを貼付した畜産食品が多く見られるほどになっている。

また、生産段階でのAW飼養技術の開発のため、98年にイギリスの家畜福祉開発農場(FAI)が家畜福祉論、法律学、倫理学の研究者や農業者、農学者、獣医師らによって設立された。コアスポンサーのテスコやマクドナルドのほかにもRSPCAやCIWF(Compassion in World Farming)、そして世界動物保護協会(World Society for the Protection of Animals: WSPA)などのイギリスの動物福祉に取り組み主要なNGOが協力する体制を取っている。

以上のようにヨーロッパのAW社会を進展させる担い手は、生産者だけでなくスーパーマーケットなどの流通企業や食品加工企業、外食企業および研究者が参画するチェーンの主体者であり、特に家畜福祉を推進する上で重要な役割を持っているNGO動物保護団体が欠かせない存在となっている。

ヨーロッパのAW社会は、このような利害関係者によるチェーンコミュニティーによって一層進化していくものと考えられる。

<参考文献>

松木洋一(2014) 世界の家畜福祉政策と福祉品質(WQ)商品の開発動向(1)、畜産の研究、第68巻第2号。  
松木洋一編著(2016-2017) 日本と世界のアニマルウェルフェア畜産(上・下巻)、養賢堂。